

福岡県公報

平成22年11月10日

第3182号

目次

告示(第1760号 - 第1780号)

特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	1
特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	2
土地改良事業の協議の適否決定	(農村整備課)	3
開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	3
特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(社会活動推進課)	3
解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	4
換地を定めない土地の指定	(農村整備課)	4
非農用地区区域内に換地する土地の指定	(農村整備課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	4
道路の区域の変更	(道路維持課)	5
道路の供用の開始	(道路維持課)	5
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	5
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	6
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	6
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	6
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(森林保全課)	7
土地改良事業計画の変更の認可申請の適否決定	(農村整備課)	7
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可	(都市計画課)	7

告示

福岡県告示第1760号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成22年10月7日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
NPO法人福岡民間学童保育連絡協議会
- (2) 代表者の氏名
藤川 由美
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市早良区飯倉4丁目6番7号2F
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、学童保育主宰者間の連携と情報交換を取り合いながら活動の拡大と推進を図り、既存の学童保育及び、新規開設する学童保育の個人及び、団体に対して、企画、提案、広報、コンサルタント事業、各種セミナーの開催や啓蒙事業、こどもと高齢者と地域住民がふれあえる場の支援事業を行い、こどもをもつ人々とそれに付随する人々が地域社会と共存できる、豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1761号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年10月3日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人教育文化研究ネットワーク福岡

(2) 代表者の氏名

八和田 清秀

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市南区柏原6丁目62番4-103号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもにとって価値のある教師になりたいという目標をもつ人々に対して、教育技術を向上させるための研修会等、それに付随する事業を行い、世界に発信できる日本の教育文化の創造に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1762号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年10月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 西鉄ライオンズ研究会

(2) 代表者の氏名

内山 純男

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区高取1丁目15番2号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、プロ野球を愛する全ての人に対して、「西鉄ライオンズ」を中心に、その偉業とそれに関わった地域の人々の様々な活動を伝承する事業を行い、地域・世代を超えた豊かなコミュニケーションの造成に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1763号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年10月7日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人 グラウンドワーク福岡

(2) 代表者の氏名

河野 泰治

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区美野島2丁目16番8号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、二十二世紀の我々子孫に良好な環境を継承するために、住民、企業、行政の協力を得て、持続的な地域の社会及び自然環境改善活動を行うことにより、地域社会の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1764号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非

営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年10月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

NPO法人 アクティブ・ペアレンティング共育サポート

(2) 代表者の氏名

鶴田 明子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市早良区小田部1丁目4番16号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちやその保護者、子どもの教育に携わる人を中心に広く一般市民に対し、子どもの「勇気」「責任感」「協調性」を育てるアクティブ・ペアレンティング（より良い親子関係講座。以下、「AP」と称す。）の活動を中心に、さまざまな人間関係において誰もがより良いコミュニケーションを築けるよう研修会や学習会等を開催する。また生きていくのに必要不可欠な「お金」に関する教育活動として、安心して子育てをするために必要な保護者のライフプランニングや生涯にわたって安心して暮らすための金融や消費に関する知識の普及を図るとともに、子どもが自立するために必要な金銭感覚を磨く「子どもの金銭教育」活動も同時に行い、青少年の健全育成と福祉及び公益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1765号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、市町村から協議のあった土地改良事業を平成22年10月26日付けで適当であると決定したので、同法第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

市町村名	事業名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
みやこ町	農業用ため池整備事業（幸ヶ谷地区）	土地改良事業計画書の写し	平成22年11月10日から平成22年12月9日まで	みやこ町役場

福岡県告示第1766号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

筑紫郡那珂川町片縄北8丁目683-24、683-42から683-50まで、683-52、683-54及び683-55並びにこれらの区域内の水路及び堤である町有地の全部

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市早良区野芥6丁目51番45号

株式会社 エムジー企画

代表取締役 中村 秀徳

福岡県告示第1767号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成22年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成22年10月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称
NPO法人 福岡すまいの会

(2) 代表者の氏名
横溝 高廣

(3) 主たる事務所の所在地
福岡市博多区博多駅東2丁目2番27号

(4) 定款に記載された目的
(変更前)
この法人はホームレスに対して、居住を支援し自立させるために必要な事業を行い公共の福祉に寄与することを目的とする。
(変更後)
この法人はホームレスまたは障がい者に対して、居住を支援し自立させるために必要な事業を行い公共の福祉に寄与することを目的とする。

福岡県告示第1768号
農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。
平成22年11月10日
福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所
八女市星野村字麻島17353の3・17365の5・17366の4

2 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第1769号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業八女東部第2地区において樹立する

換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。
平成22年11月10日
福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村		字	地番	地目	地積（平方メートル）
八女市	井延	川下	69番	田	1,620

福岡県告示第1770号
土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業八女東部第2地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域内に換地する土地として指定したので、同条第3項の規定により公告する。
平成22年11月10日
福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村		字	地番	地目	地積（平方メートル）
八女市	井延	川下	96番1	田	2,055の内280
八女市	井延	鶴ノ目	129番	田	722の内170
八女市	井延	鶴ノ目	130番	田	818の内68

福岡県告示第1771号
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。
平成22年11月10日
福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
直方	県道	宗像線 像栗	前	宮若市大字三ヶ畑1469番 2先から 宮若市大字三ヶ畑1428番 1先まで	9.3 ~ 14.5	87.1
			後	同上	9.7 ~ 54.0	

福岡県告示第1772号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	道路の 種類	路線名	変更 前後別	区 間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
田川	県道	田川線 桑野	前	田川郡川崎町大字川崎 2757番2先から 田川郡川崎町大字川崎 2765番1先まで	6.0 ~ 7.9	64.0
			後	同上	8.2 ~ 9.0	

福岡県告示第1773号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成22年11月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧

に供する。

平成22年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

県土整備 事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	湯ノ原線 合川	久留米市高良内町1704番1先から 久留米市高良内町1703番1先まで

福岡県告示第1774号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
築上郡上毛町大字西友枝1797・4270の1・4290（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1775号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市門司区大字畑字タンノ木2365の1（次の図に示す部分に限る。）、字岩ナメリ2475（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1776号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡福智町伊方6の2、80

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び福智町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1777号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

田川郡添田町大字榎田字三ノ宮168の4、字山口169の3、字倉谷ヨリ百坂迄170の6

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び添田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1778号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成22年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

うきは市吉井町富永字鶴懸2509の8、2509の13、2509の9(次の図に示す部分に限る。)

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及びうきは市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1779号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を平成22年10月29日付けで適当であると決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第

6項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成22年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

土地改良区名	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
福岡市長峰土地改良区	土地改良事業変更計画書の写し	平成22年11月10日から平成22年12月9日まで	福岡市早良区役所入部出張所

福岡県告示第1780号

土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第39条第1項の規定に基づき、土地区画整理組合の事業計画の変更を認可したので、同条第4項の規定により次のように公告する。

平成22年11月10日

福岡県知事 麻生 渡

1 組合の名称

宗像市くりえいと北土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成21年1月7日から平成24年3月31日まで

3 施行地区

宗像市須恵及び平等寺の各一部

4 事務所の所在地

宗像市くりえいと2丁目3番1号

5 設立認可の年月日

平成20年12月17日

6 変更認可の年月日

平成22年10月29日